

令和3年4月23日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大し、医療体制も非常に厳しい状況となっていることから、本日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置実施区域に指定されました。県では、一刻も早くこの事態を収束させるため、下記のとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、施設の使用制限等を要請します。事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

・休止を要請する施設(1,000㎡超の施設)

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止 ・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮の協力を依頼
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店 等	
運動・遊技施設	体育館、ボウリング場 等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等	
博物館等	博物館、美術館、水族館 等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	

・イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場 等	・無観客開催 (社会生活の維持に必要なものを除く)
集会・展示施設	集会場、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外)	野球場、ゴルフ場 等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地	

・業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時(ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時(ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html